

食料・飲料水等の確保

当時の状況

- 被災事業所の社員や復旧作業関係者用の食料や飲料水、生活物資等について、被災地域（奥能登）では調達が困難であり、小規模事業所（輪島・珠洲営業所）では備蓄品が未配備だった。他事業所では備蓄品を利用したが、需要の多い備蓄品は約2日で不足。また、長期間の断水を想定した衛生関連用品（簡易トイレ、ドライシャンプー等）や車中泊用寝袋等については備蓄がなかった
- 協定先の小売事業者やレンタル事業者、弁当事業者と迅速に連絡を取り合い、1月5日頃には食料や生活用品を被災事業所や復旧拠点に配送。早急に調達が必要な物資や協定先で取り扱っていない物資は、社員が複数店舗を回って購入したほか、オンラインショップも活用

主な対応

1.食料・飲料水等の確保

- 1-1. 備蓄品の利用
- 1-2. 協定先からの調達



協定先から調達したボディシート

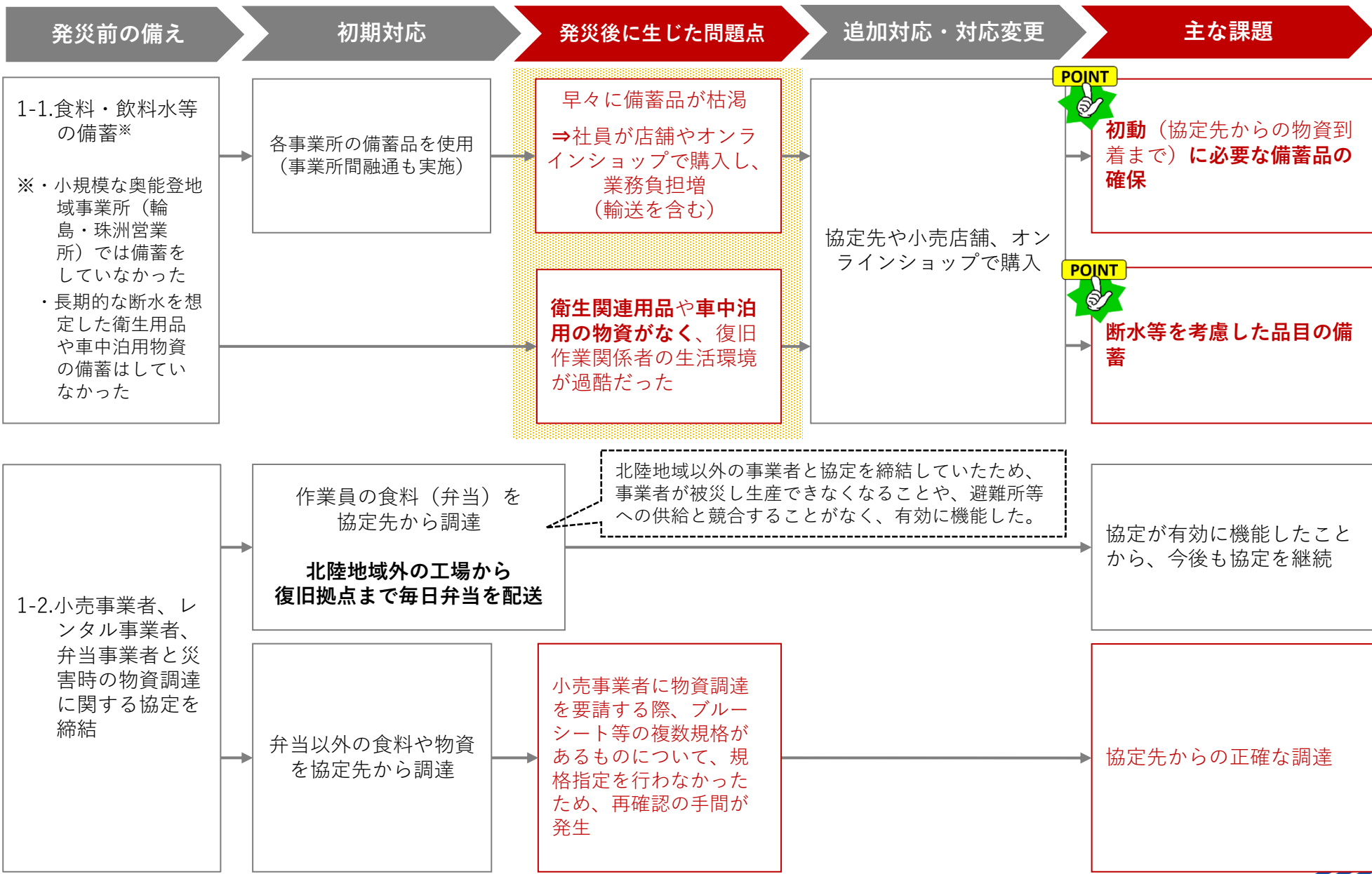


備蓄品等の物資（本店ビル）



食料・飲料水等の確保

1 食料・飲料水等の確保



1-1. 備蓄品の利用

凡例：[]は社外相手先

課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 初動（協定先からの物資到着まで）に必要な備蓄品の確保
	<ul style="list-style-type: none"> ● 断水等を考慮した品目の備蓄

POINT



対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄数（配備箇所）を見直し、明確化する <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄配備箇所を8支店に加え、小規模な3事業所（輪島、珠洲、神岡）にも追加 ・ 備蓄数（8支店）…復旧要員（技術系1/2、事務系1/4の所属人員）3日分 ● 備蓄数（小規模3事業所）…全所属人員3日分（今回追加） →社内規則（備蓄品の確保に関する指針）に記載 ● 備蓄品は各管理箇所が管理し、備蓄する <ul style="list-style-type: none"> →災害対応マニュアル（各管理箇所）に記載
	<ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄品目を見直し、簡易トイレや水を必要としないドライシャンプー、ボディシート等の衛生用品や、寝袋等の車中泊用物資を追加 →社内規則（備蓄品の確保に関する指針）に記載

1-2. 協定先からの調達

課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定先からの正確な物資調達
----	---

対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定先への物資要請に使用する要請書の様式見直し <ul style="list-style-type: none"> →[既存協定先]意見交換会で協議し、要請書の様式を変更
----	--

